

## 徳島県環境影響評価条例等の改正について

### 1. 「放射性物質」についての除外規定の削除【条例】

#### ●内容

「放射性物質」については、これまで環境アセスメントの評価項目の除外規定とされていたが、除外規定を削除する。

### 2. 戦略的アセスメント（配慮書）の導入【条例】

#### ●内容

戦略アセスメントは、「事業実施」段階で環境アセスメントを実施していたものを「事業計画」段階で実施することにより、複数案を比較・検討するなど、環境への影響を更に低減させる制度。

### 3. 風力発電事業を対象事業に追加【規則】

#### ●内容

風力発電事業を、環境アセスメントの対象事業に追加する。

#### ●対象規模

法) 第1種事業	10,000kW 超
第2種事業	7,500 ~ 10,000kW
条) 第1種事業	7,500 ~ 10,000kW (義務)
第2種事業	5,000 ~ 7,500kW (任意)

### 4. その他

#### ●内容

法改正に伴い必要となる所要事項の改正を実施する。  
(電子縦覧・方法書の説明会の義務化等)

### 5. スケジュール

26.10.22	環境審議会（部会）
(予) 26.11 月中	パブリックコメント
(予) 27.2 月	2 月議会、議案を上程
(予) 27.6.1	条例施行